

## 第4回 (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議 会議録

日 時：令和3年12月21日(火) 14:00～16:00

場 所：仙台市役所本庁舎 2階第4委員会室

出席者：【委員】 ※50音順・敬称略

[ 会 場 ] 阿部 正 委員、加藤 諭 委員(座長)、雲然 祥子 委員、  
栗原 伸一郎 委員(座長代理)、中島 康比古 委員

【事務局】 文書法制課長、公文書館設置準備室長、公文書館設置準備室室員1名

【記者】 1名

【傍聴者】 0名

配布資料：

- ・次第
- ・【資料1】運営検討会議について
- ・【資料2】歴史的公文書の収集選別基準(改正案)
- ・【資料3-1】歴史的公文書選別基準の考え方について(ガイドライン)
- ・【資料3-2】歴史的公文書選別基準個別項目詳細(ガイドライン)
- ・【資料3-3】東日本大震災に関する文書の選別について(ガイドライン)
- ・【資料4-1】公文書館における歴史的公文書の利用に係る考え方について
- ・【資料4-2】歴史的公文書の利用を制限する事項
- ・【資料4-3】利用制限事由の該当性を判断する基準について

議事概要：以下のとおり。

### 2 議事

#### (1) 協議事項

- ①運営検討会議について
- ②歴史的公文書等の収集選別について
- ③歴史的公文書の利用審査について

事務局より、資料に基づき説明。質疑応答の要旨は以下のとおり。

#### 【事務局】

それでは定刻にはまだ少し早いですけれども、皆さんおそろいということで、始めさせていただきますと思います。

始めに事務局の方から確認とお願いがございます。まず、本日の委員の出席状況についてご報告い

たします。本日は委員5名全員に出席いただいておりますことから、設置要綱第6条第2項による定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に本日の資料を確認させていただきます。次第に記載している資料の一覧をお配りしているかと思えますけれども、不足している資料ございませんでしょうか。

前回の会議後に所属・肩書き等が変更になった委員の方がいらっしゃったので、資料の最後に最新の委員名簿をつけさせていただいております。(委員名簿は)ホームページの方へ上げておりますけれども、こちらも改めさせていただきたいと思えます。

次に、会議録作成のために会議内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思えます。そしてご発言の際は、お手元にマイクを置いておりますので、こちらの方を使ってお話しただければと思えます。

最後に会議の公開についての確認です。本市が設置した協議会等の会議につきましては、原則として公開する方針としておりまして、本日の議題についても非公開とする特別な理由ございませんので、公開で行うことといたします。なお、今回の会議録の署名委員につきましては、委員名簿の持ち回りということで、栗原委員のご担当になっております。栗原委員よろしくお願ひいたします。

#### 【栗原委員】

承知いたしました。

#### 【事務局】

続きまして議事についてですが、設置要綱第6条第1項の規定により、座長が議長となりますので、議事の進行につきましては、座長にお願いしたいと思えます。

加藤座長、よろしくお願ひいたします。

#### 【座長】

はい。それでは議事に入りたいと思えます。

協議事項の①「運営検討会議について」、事務局より説明の方をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

はい。それでは事務局の方から説明させていただきます。

まず冒頭に、本日の会議につきまして、前回は今年の1月だったものですから、ほぼ1年ぶりの開催というような形になってしまいました。その間、委員の皆様にはメール等でこちらの状況についてもご連絡はさせていただいたんですが、新型コロナウイルスに対応するために、本市の庁内においても、コロナ対策の応援体制の強化ですとか、そういった事情もあって、なかなかこの会議を開催することができずに、皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしました。お詫び申し上げます。

それでは、今後に向けたスケジュールについて資料1に沿って説明させていただければと思えます。

こちらの検討会議につきましては、全9回を予定しておりまして、第1回の際にお示したスケジュール案では、およそ3ヶ月に1回のペースで進めていき、公文書館の開館、令和4年の前半を目途に進めていたものから、その令和4年の春に最終回をもって、そのあと開館を迎えるというスケジュールで進めたいということでご説明させていただいていたところではございますが、先ほども申し上げましたよ

うに、昨年度もコロナ禍の中、何とか皆様のご協力をいただきながら開催はしていたところではあったんですが、今年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症への、全庁挙げての対策を行うために、私ども文書法制課の公文書館設置準備室にも応援職員派遣の要請がございまして、こちらの内部的な体制がとれるとれないってという問題もございまして、公文書館の開館の時期自体も、約1年後ろ倒しさせていただくこととなりました。そのために、今現在、本市の公文書館につきましては、令和5年度の前半を目途に準備を進めるということで、(スケジュールが)約1年後ろ倒しになってしまったところでございます。ちょうど1年間、検討会議が開催できない状況で開館が1年後ろ倒しになったということですので、今後のスケジュールにつきましては、予定していた検討事項について、予定どおり進めていきたいなというところでございます。さらに時期につきましても、令和4年の前半までと、当初はお願いしていたところではあります。公文書館の開館が1年後ろ倒しになるというところを踏まえまして、私どもの本当に勝手な都合で申し訳ないとは思いますが、今回の第4回から、また引き続き、予定どおりの順番で会議を進めさせていただいて、おおむね3、4ヶ月に1回というペースで進めていき、令和5年の4月に第9回を行うというようなスケジュールで進めたいなと、考えているところでございます。

具体的には本日第4回で、前回まで検討していただきました収集選別について、引き続きご議論いただいて、あと本日からは、利用審査について、というところもお話していければと考えているところでございます。そして次回は来年度早々の4月を予定しておりますが、そこから来年度の前半4月、7月については利用審査について引き続きご意見を頂戴しながら、来年の10月には利用審査の話もしながら、企画ですとか、展示といった内容、あるいは公募書館を設置する際に、条例が必要となりますから、そういった条例案について、ご意見を頂戴して参りたいと思っております。詳細につきましては資料1のそれぞれのところに、項目を記載させていただいておりますので、こちらをご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

**【座長】**

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

**【各委員】**

(特になし)

**【座長】**

それでは続いての議事に進めたいと思います。

協議事項の②「歴史的公文書等の収集選別について」、事務局よりご説明いただければと思います。

**【事務局】**

はい。それでは引き続き説明させていただきます。

まずは先ほどのスケジュールのところ、ご了承いただきましてありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

それではまず、協議事項の②といたしまして、「歴史的公文書等の収集選別について」、資料の方はお手元の資料の2と、あと資料3は枝番号があるんですが、資料の3-1、3-2、3-3。こちらを適宜用いながら説明させていただければと思います。

まずはちょっと期間が空いてしまったので、前回までのおさらいといったところもさせていただければと

思うんですが、私どもの方で、歴史的公文書の収集選別基準というものは、平成27年に作成したものがございまして、これまでそれに基づいて運用を行ってきたのですが、公文書館の開館を迎えるにあたって、こちらの、今定めてある基準について、改めて見直したいという趣旨で、この会議に諮らせていただいて、いろいろご意見をいただいていたところでございます。

私どもが定めていた既存の基準について、構成としては基本的な考え方として、大きな考え方を示したうえで、個別的な基準、より詳細な文書の項目を掲げるような基準になっていたのですが、これまでの検討会議の場でご意見をいただいた内容としては大きく2点あると考えております。1つは基本的な考え方、こちらが収集選別を行ううえで、本当にその基本となる、軸となる考え方でございますので、まずここをしっかりと整えよう。その中では、例えば国立公文書館における、収集選別基準を定めたガイドラインの考え方ですとか、そういったものもより参考にしていければいいんじゃないかというようなお話もあったかと思っております。

あとはもう1つ、個別的基準の、具体的な、より詳細な文書について書いている部分なんですけど、やはりこちらでも実際運用していくにあたって、よりわかりやすいものでなければいけないだろうと。そういったご意見を頂戴したかと思っております。

私どもでもできればその個別的基準からさらに詳細な、細則ですとか、マニュアルですとか、そういった形で定めていきたいなとは思っていたところではございました。そういったところも、今後運用していくうえで、事務レベルで必要となるような詳細な記述をつけ足していきたいと思っていたところではございましたので、本日はそういったところも、今日の資料で全て整ったとは思ってはおりませんが、方向性としてこういったものをこれから書き足していけば、より運用しやすくなるんじゃないかというものを用意させていただいたところでございます。

資料2の方は最終的な仕上がりの姿でございますので、詳細については資料3の方で適宜説明させていただければと思うんですが、資料3-1は、こちら、歴史的公文書を収集選別していく基準の考え方について、改めて整理をしたペーパーになっております。全て読み上げはいたしませんけど、やはり先ほど申し上げたように、まずは基本的な考え方というものをしっかりと整えようという趣旨から、基本的な考え方のところを詳細に記載させていただいているところでございます。

見直しによる大きな、今回の修正点となりますのは、今までは、私どもの基本的な考え方として、3つの考え方を示していたところではございますが、これまでのご議論いただいたご意見を踏まえたくて、今回お示しする基本的な考え方については、4つの基本的な考え方で構成したいと考えて、記載しているところでございます。

①の、本市の制度、計画、事業などの変遷が記録されたもので、行政運営の推移がわかるもの、これは以前からあったところでございます。あと、③と④につきましても、これまでも掲げていたところではございます。大きな修正点といたしましては、②という形で、「市民の権利や義務に関し重要な情報が記録されたもの」。この基本的な考え方を柱として、4本立てにしようということで加えたところでございます。こちらにつきましても、我々としてはこういった考え方も当然、既存の基本的な考え方で含まれているというような説明をしてきたところではあるんですが、前回の会議の際にも、中島委員を始め、皆様から、それが明記されていた方が基本的な考え方がわかりやすいし、伝わるというようなご意見もございましたので、そちらを踏まえまして、このような記載にさせていただいたところでございます。それぞれ①から④まで、①ですと、箇条書きでより詳細な記載をさせていただいておりますが、こちらの方は、詳細を読み上げませんので後程、ご覧いただければと思います。そのうえで、構成としては大きく変わらないんですが、その基本的な考え方をより詳細にするための個別的基準を定めていたものを、これも同じように、今度は

具体的な例示という形で、基本的な考え方の具体のあり方を示すものとして 25 の項目を掲げる形としております。

こちらにつきましては本市の個別的基準が、保存年限 30 年以上の文書だということ、まずはその 30 年という保存年限の枠を取り払いたいという私どもの考えもあったものですから、これまでは保存年限 30 年以上のもの、あるいは 30 年に満たないものでもこういったものというのは 2 段階構成で書いていたのを、1 つの項目にして 25 項目掲げているものでございます。これまでの議論の中では新旧対照表の形でお示したときもあったのですが、そちらの方は、あらかじめ事前にご説明しているという前提で、新旧の対比がしにくい状況で申し訳ないんですけども、ご意見を踏まえた形で、具体的な例示という形で 25 項目を並べさせていただいております。

さらには基準そのものには馴染まないかなというような話でもあったんですが、実際には、移管の対象としない文書の考え方についても書いていた方が、こちらの資料上としてもわかりやすいですし、この後の基準の下のガイドラインですとか、マニュアル的なものを書くつもりの記事内容についても、本日は記載しております。「個人情報」が主体で、同種のもが大量に存在するような文書。重要な申請書類であっても、1 つ 1 つ取る必要はないだろうということで、そういった個人情報が主体となるものは、収集の対象にする必要はないんじゃないかという考え方。あるいは「事業の執行に伴い義務的に発生する庶務的な文書」。重要な事業であってもその事業を進めていく中での、簡易な照会回答の経緯ですとか、その事業と関わりのないような照会回答のもので、本当に事務的な文書といったものは、収集の対象にする必要はないんじゃないか、あるいは裏面に参りまして、③として「定例的・定型的な業務に関する契約書、申請書、承認書等の文書」。あるいは「簡易な手続に関する文書」といったところ、移管の対象としない文書として掲げさせていただいているところでございます。

そして先ほど申し上げました論点の 2 つ目といたしまして、収集選別を行う、文書の詳細な項目についてということで、基本的な考え方に基づいて、具体的な例示として 25 項目掲げておりますが、まだこれでももうちょっと具体的に示していただけないとなかなか実際の収集選別の作業のときは苦勞するだろうなというようなお話もありましたので、本日資料の 3-2 として、個別項目の詳細を作らせていただいたところでございます。こちらにつきましては、例示として掲げた 25 項目それぞれにつきまして、ちょっと全て網羅的に書いているかどうかというところは、確信はできないところではあるんですが、例えば基準項目の(1)の「条例、規則等の制定改廃に関するもの」であれば、制定改廃に係る原議であるとか、あるいはその条例の原本であるとか、あるいは制定改廃の結果、除票となった例規の除票であったりとか、あるいは検討に係る文書ですとか、そういったものが収集選別の対象になりますよ、というような具体例として書かせていただいているところでございます。

(2)以降についても同じような考え方で、もう少し基準となる項目の名前だけではない、具体的な文書の特定例示というものを試みたというところでございます。こちらの方も 25 項目それぞれあって、1 つ 1 つはこの場では、説明は割愛させていただきたいと思いますが、そのような考え方で記載をした個別項目の詳細でございます。こちらにつきましては基準そのものというよりは、基準を見直した暁には、運用するにあたってのマニュアルですとか、ガイドラインですとか、細則、そういった目的のもので、もちろん意思決定を経たうえで、きちんと定めたいという趣旨で、今後も管理していくというような位置付けにしたいと考えているものでございます。

続きまして資料の 3-3、「東日本大震災に関する文書の選別について」、こちらにつきましては、この会議の中でも早い段階から作成してお示して、いろいろご意見も頂戴しているところではございますが、

やはり私ども仙台市の特性といたしましては、やはりこの東日本大震災に係る文書っていうのは、より貴重なもの、価値のあるものになっていくということが当然考えられますことから、文書の収集選別について、他の文書もちろん同じではあるんですが、より大事な文書が失われることのないように、考え方を具体的にお示して、庁内の各局各課の職員の方にも浸透させて、残すべき文書を残していった欲しいという趣旨で、より具体的に考え方を書いたものでございます。

東日本大震災というのは、1つの事象でございますので、その事象に対して、今、具体的に例示した収集選別の基準項目の25項のそれぞれを、(1)に当てはまるのはこうでとかっていう考え方で、縦の列に基準項目があってそこに対応する、震災関連の事業内容というのを記載している内容になって、あとは、今後運用していくうえでは、その当時の担当課等も記載しているところではございますが、必ずしも1対1の対応ではなくて多分複数のところに該当するようなどころもどちらかの項目に位置付けているところもありますので、そこは適宜これから運用していく中でより洗練させていければいいかなと思っておりますが、こういった東日本大震災については、より詳細の詳細といいますか、そういったところに踏み込んで具体の事業内容だったり、事象を例示したうえで、収集選別にあたっていくと、担当課の方も混乱が少なくないんじゃないかと作成したものでございます。そもそもはこちらの方が最初に手をつけたということもあって、こういったものについて他の基準項目にも展開した方がいいんじゃないかということで資料3-2になっているわけですが、こちらの方を改めて本日の資料としてお示しさせていただいたところでございます。

それで本日、これまでのご意見を踏まえた基準の見直し案ということでお示しさせていただきましたけれども、今後の進め方としてはさらに、この本日の案にご意見等ございましたら、そういったところも反映させる形で、それを次回以降もまたお諮りして、ということをしていくかどうか、この後いただくご意見にもよるかなとは思っておりますが、内部の事務的にはこちらの方で、おおむねこういった内容でというようなご意見を頂戴できましたら、あとは、事務的に前の基準は局長決裁で作成しておりますが、我々今後条例の方も作成していくというお話も先ほどしましたけれど、その条例にぶら下がる規則なのか、あるいはこれはこれで基準としてやっていくのかとか、そのあたりのところも検討しながら、内容としては、こちらを反映させて運用していきたいと考えているところでございます。長くなってしまいましたが説明は以上でございます。

#### 【座長】

はい。ありがとうございました。詳細についてご説明いただきありがとうございます。

これまでの議論を踏まえて、今回のこの評価選別に関わる、収集選別のおおよその大綱といいますか、そういったところがまとまってきたのかなというふうに感じているところでございます。

本日はおそらくこれについて、こちらの方の検討会議でも、大筋の了承といいますか、それを踏まえたうえで、その次の話に進んでいくのかなという理解でおりますけれども、まずはその前にそれぞれの方々から、もし何かご質問やご意見等ございましたら、ご発言いただければと思います。

特にはございませんでしょうかね。では阿部委員お願いいたします。

#### 【阿部委員】

はい。ご説明ありがとうございました。

資料3-1ですけれども、今回ですね、これまでの議論を踏まえまして、②「市民の権利や義務に関し重要な情報が記録されたもの」、ということで1つ柱を立てていただいたということだと思っておりますけれど

も、その説明書きを見ますと、市民の権利の制限ですとか、あるいは義務を課す行政行為という部分と、それから不服申し立て、あるいは訴訟というところが記載されているわけです。例えば許認可ですとか、あるいは大規模開発ですとか、そういったポジティブといたらいいいんでしょうかね、そちらの方の権利義務の部分は、含まないということなんでしょうか。そこが1点、お聞きしたいなというのがあります。

あとですね、これを踏まえて、資料3-1の2ページ目ですか。具体的な例示として25項目が挙げられているのですが、今回この市民の権利義務については、どちらに当たるのか。そのあたりを教えてくださいたいと思います。

#### 【事務局】

市民の権利義務に関して、確かに許認可ですとか、開発行為なども関わる課題だと思います。許認可についてもこちらにも入ると思ったんですが、大体は事業の、大きなそれぞれの項目の中に含まれているかなっていう、各種制度事業の項目のところですね、入ったりするかなと考えていたところでした。

許認可だと、それぞれの申請書などは個別項目なので多分、移管の対象にはしないんですけども、その制度ですとかその運用の仕方とかについては、この(6)の「各種制度、事業で特に重要であるもの」として、拾うことがあるのかなと実は考えていたところでした。

同じように開発行為等についてもですね、やっぱり事業項目としては重要であろうと思っておりまして、実際に我々の方で今収集選別している時には、重要な事業として拾ってはいるんですが、そのところ市民の権利や義務というところで特出しにすると、私どもでは考えてはいなかったところでした。ただ、仙台市が行う事業というのは、多かれ少なかれ市民の権利義務に関しての、何らかの抑制を含んでいるところがございますので、どこまでこれに該当するものとして明記するかというのは、まだちょっと筆が足りないところがあるのかなと、今のご意見で考えました。

#### 【座長】

はい。ありがとうございます。

この点につきまして、阿部委員から追加のご質問や他の委員の方からご意見ございますでしょうか。

#### 【各委員】

(特になし)

#### 【座長】

では、その他の点について資料に則した、ご意見等ございましたらお願いいたします。

#### 【各委員】

(特になし)

#### 【座長】

では、少しまだ時間がございますので、各委員の方から、コメントをいただいたうえで、次に進みたいと思いますが、では阿部委員の方から今ご発言ございましたので、もしよろしければ、栗原委員の方から、この点について何かございましたらお願いしたいと思います。

**【栗原委員】**

はい。実は私が確認しようと思っていたのが、資料 3-2 の位置付けというのがどうなるかということで、資料をいただいた時にちょっと気になっていたところだったんですが、先ほどマニュアルであるとか、ガイドラインであるということで、これを毎年見直していくというようなご説明がありましたので、その点は納得したというようなところでございます。毎年更新されていくということですので、情報をどんどん集積をしていくと、経験値を集積していくというようなことになろうかと思っておりますので、ぜひですね、不断の見直しをして、あたっていただければというふうに思いました。私の方からは以上です。

**【座長】**

栗原委員ありがとうございます。中島委員、もし、ご発言ございましたらお願いいたします。

**【中島委員】**

はい。事務局の方からご説明ありましたように、今回、基本的な考え方をしっかり、今一度確認することと、それから、個別詳細の部分をより丁寧にとというような観点から作っていったということで、今回そういう問題意識を持って、非常にいろんなレベルのものが取りまとまったということで、非常に素晴らしいなと思っております。今、栗原委員もおっしゃられましたけども、これから運用していくところで、また、それぞれこんなときどうするんでしょうねというようなことはおそらく起きると思っておりますので、そういうことを、1 つ 1 つ丹念に受けとめていって、随時見直しをしていくというようなことでさらにより良くなっていくんじゃないかと思っておりますので、まずはこれに基づいて実践をしていくということが大事なのかなと思っております。以上でございます。

**【座長】**

はい。中島委員ありがとうございました。それでは、雲然委員の方、もしコメントやご発言あればお願いいたします。

**【雲然委員】**

はい。先生方がおっしゃったのとほぼ同じで、個別的基準とか、あと考え方について、かなりまとまってきたんじゃないかなというふうに思っております。で、先ほど、資料 3-2 につきましても、ご説明いただいたように、毎年見直しが行われるということで、それをさせていただきつつ、公文書を後世に伝えるような取り組みが、進めばいいのかなと思っております。

個人的には、以前の会議でも聞いたかもしれませんが、歴史的資料としては例えば仙台市であれば仙台市史の編さん過程で収集した資料ですとか、有形無形問わず文化財とか、仙台市の歴史を検証するうえで、直接的にせよ間接的にせよ、重要な記録となるべき文書というのがあると思っておりますので、それを個別的基準、あるいはその考え方とか、あと資料 3-2 で示していただいた項目のどこに当てはめていくのかっていうのは、個人的には今の段階では気になっているところなので、既に歴史を検証する事業として使った重要な情報が、きちんと収集選別の中に含まれていて、それが残されるような、そういった取り組みを進めていただければと感じています。以上です。

**【座長】**

はい。雲然委員ありがとうございました。



おそらく阿部委員も含めまして大筋の考え方については賛同していて、さらにその中の収集選別の具体的な像ですね、許認可に関わる部分っていうのをどこで捨っていくのか、あるいは、先ほど雲然委員のおっしゃられたような市史編さん等で収集した資料というものを、どういうふうに読み込みながら、収集していくかっていうところが、今後、運営の面の実態の中では課題として挙げられるのかなと思っているところです。

一方でこういった東日本大震災に関する文書の選別なんかもそうですけども、おそらくこういう問題というのは今のコロナ禍でも全く同じ問題が起きてくる、おそらくコロナ禍に関する公文書を残して欲しいと、保存して欲しいという話があった時に全量を残すのかっていう問題が当然出てきますので、今回こうやって東日本大震災の文書についてはこういう収集選別基準を設けるっていうことは、現在起こっているような、コロナ禍の公文書をどういうふうアーカイブしていくかっていう問題とも密接に関わってくるものですので、積極的にこういった資料をご作成いただいた事務局に対しては、お礼申し上げたいと思うところでございます。

では、阿部委員や雲然委員あるいは栗原委員、中島委員からご指摘の事項というもので、フィードバックできるものに関しては、次回のこちらの運営検討会議の方でも、レスポンスしていただくということにしまして、まずはこの基本的な基準の考え方については、大筋、これで進めていただけるということで、皆様委員の方々は異存ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

(特になし)

#### 【座長】

はい。ではこちらについての意見交換と質疑は協議事項として終わりにさせていただければと思います。

それでは協議事項の③「歴史的公文書の利用審査について」、こちらについて引き続き事務局より説明の方お願いしたいと思います。

#### 【事務局】

はい。それでは引き続きまして、歴史的公文書の利用審査について、今度は資料4、資料4は、資料4-1、4-2、4-3まで枝番がありますが、それぞれ適宜資料を用いながら説明させていただければと思います。

歴史的公文書の利用にかかる基準につきましては、本市は、全く今まで作成していないところがございますので、まさにこれからいろいろご意見を頂戴しながら作っていきたいという段階でございます。今回は初回でございますので、まずは基本的な考え方を整理したうえで、次回、次々回と、具体的な基準案というところに進んでいければいいかなと考えているところでございます。

まずは資料の4-1になりますが、歴史的公文書の利用に関する考え方について整理したペーパーでございます。公文書館につきましては公文書館法によりまして、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、という定めがありまして、保存と併せて閲覧というのが大きな2つの柱の1つになっているという認識でございます。歴史資料として重要なものを収集選別したうえで、それを広く市民に提供していく。そういったところの大きな役割の1つであると考えておりますので、基本的な考え方としては、より広く市民の方々が利用できるような基準になればいいという考え方はまず持っておきた

いているところがございます。そのうえで公文書の開示につきましては、現用の文書であれば、本市におきましても情報公開条例というものを定めて、情報公開制度を運用しているところがございます。当然、国の方におきましても、公文書管理法、法律に基づきまして、公文書の取り扱いのルールといったものを規定しているところがございます。こちらはこれからこういった考え方を整理したうえで条例案ですとか、基準ですとか、そういったものを作っていくんですが、基本的な条例案と書かせていただきましたけども、このような基本的な考え方を、まずは示すことになるのかなと考えております。

基本的には歴史的公文書の利用の請求、誰でもできるというような作りにしたうえで、利用請求があった場合には、利用請求に応じるんですが、やはりどうしても応じられない場合もあろうかというところをまずは整理してみようというものでございます。歴史的公文書になる以上、現用文書の役割を終えているわけでありまして、歴史的公文書となった文書であっても、やはり一般の利用に馴染まないというような情報が記録されているものっていうのも、あるであろうということから、現用文書のルールの方、おさらいではないですけど、まずは並べてみましょうというものでございます。

まずは本市の「情報公開条例の公開制限事由」、どんなものが定められているかというところで制限項目を列挙してみています。まずは「法令秘情報」ということで、そもそも法令によって、公にすることができないというような情報が1つございます。

あとは2つ目といたしまして「個人情報」、これが一番メジャーなものかと思いますが、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、さらに言うとそれを公にすることによって、個人の権利利益を害する恐れがあるもの、もちろん例外として、人の生命だったり、そういったものが優先する場合もございまして、そういった個人情報がございまして。あと個人ではないですが「法人情報」、次のページに移っておりますが、法人に関する情報であって、法人の競争上の地位ですとか、正当な利益を害する恐れがあるようなもの、こちらについても、制限がかかり得るものの1つであろうと考えられるところがございます。

あとは「公共安全・秩序維持情報」。公にすることによって、人の生命とか財産に支障が生ずる恐れがある情報。あとは「審議・検討・協議情報」ということでまさに政策形成の過程にあるものすとか、政策形成をするための審議をいただいているその審議内容に関する情報。そういったリアルタイムで今進んでるようなものについては、なかなか公開にそぐわないところもあるだろうという考え方がございます。

あとは「行政運営情報」、機密情報とでも言うのでしょうか。契約の金額に関するような内容であったり、あるいは人事に関する内容であったり、それが公になることで行政運営に差し障りがあるような情報。こちらについてもやはり公開できないものの考え方の1つとしてあるだろうというところが、本市の情報公開条例の方で、項目ですけど、挙げさせていただいたところがございます。

ペーパーの方は2枚目になるんですが、本市の情報公開条例の方がこうなっているという、今日はそれだけの話ではあるんですが、その中でも、資料の1枚目の裏のあたりで網掛けをしているあたりですかね。そちらの方は歴史的公文書について検討するうえでは、あまり該当しないんじゃないかということで、2枚目のところがその考え方を示しているものでございます。

例えば、審議検討・協議情報であれば、保存期間を経て非現用文書となっている時点で、そういった事務事業の意思決定が行われるまさにリアルタイムな過程は、過去のものとなっておりますので、保護利益というものが、既になくなっていないんじゃないだろうかということで、今回歴史的公文書の利用基準を検討するうえでは、こういったところは検討しなくてもいいんじゃないかという意味での、網掛けの記載でございます。

同じように行政運営情報の中でも、例えば、契約ですとか交渉案件について、もう既にそれがまとまっ

て一定の結論にたどり着いて、公になっているものであれば、それは、機密情報とは言えないだろうという考え方になっておまして、行政運営情報全てではないんですが、歴史的公文書の利用基準を考える際には割愛してもいいだろうというあたりを、我々の方で考えて網掛けにさせていただいたところがございます。

あとは本市の情報公開条例を大いに参考にしつつも、また、情報公開制度にはない理由で制限をかける理由も歴史的公文書の場合はあろうというのが 2 枚目の後段のところでございます。1 つは寄贈者の意思による制限ですかね、寄贈を受けたような文書で、その寄贈していただいた方の意思に配慮して、その方のご希望であれば、一定期間は公開はしないという考え方もあり得るのではないかと。ただし永久にということはないだろうなというところを書いています。

あとは多分こちらの方が多いのかもしれませんが、物理的な利用制限をかけるという事由でございます。やはり歴史的公文書となりますと、本当に古い文書で、文書自体の傷みが激しい場合ですとか、十分考えられますので、そういった場合には、やはり広く見ていただきたいものではありますが、これからずっと残していくためには、利用について制限をかけざるをえないという場面もあるだろうなというように示しているものがございます。まずは考え方の整理をしたのが資料 4-1 でございました。

資料の 4-2 は、今の考え方を整理したうえで先ほどの情報公開条例の中でいらないんじゃないかというのを取ったり、歴史的公文書ならではの制限事由を加えたりすると、大体こういう項目立てになるのかなというところで、項目を立ててみたところがございます。

そして資料の 4-3 になりますが、こちらは情報公開条例、あと先ほどの考え方に沿って考え方は整理したんですが、もう 1 つ、やはり利用制限を考えるうえで、重要なメルクマールとしては時間の経過というものも意識する必要があるだろうということも書いてみたペーパーが資料 4-3 でございます。やはり個人情報と言えども、時の経過によって権利利益を損ねることがなくなるんじゃないかっていうような、時の経過ですとか社会情勢の変化とか、そういった事情もありますので、歴史的公文書の利用基準を考える際にはこういうところも大いに検討していかなければならないだろうという考え方でございます。

例えば本市の公文書の保存期間が、30 年となっているような考え方ですとか、あるいは国の国立公文書館の利用等規則ですとか、あるいは国際的な会議における考え方においても、利用制限原則 30 年を超えないものとするというような考え方があったりしますので、ある程度の制限事由っていうものは設けながらも、やっぱり時の経過というもの、30 年あたりから検討の土台に載せていくのかな、というようなことを書いてみたつもりなんですけども、そういったところも考えつつ、あと資料の裏面にはなるんですが、こちらはおそらく国立公文書館のガイドラインの方で利用基準の利用制限の考え方なんかを示しているものを抜粋させていただいているものではありませんが、歴史的公文書に記録されている情報の、いわゆる個人情報のところを、という考え方になるんですが、当然個人情報、現用文書であれば非開示となるようなものでも、もちろん個人情報の中でも、情報のより秘匿性の高いものというのが、段階的にあると思いますので、例えば、個人情報の中でも学歴ですとか、財産ですとか、そういったものであれば、一定の期間、例えば 50 年という制限を設けたとすると、それよりもより本当に秘匿性、秘密性の高いような情報、国籍人種ですとか、信仰ですとか、あるいは疾病の健康状態ですとか、そういった、よりデリケートなものについては、やはりもう一段階、公開できない期間というのを多くとる必要があるんじゃないかとか、さらにもっと言うと、犯罪歴だったり、あるいは遺伝性の疾病に関するような個人情報になると、今度は本人だけではなくて、遺族の権利利益の保護というものも考慮しなければならないというようなところもございますので、さらにそれを上回るような、適切な年限を非開示にしなければいけないということも検討していかなければいけないのかなというの、考えているところがございます。

すみません、本日の資料は本当に本市としての基準案はこうだというものではないので、なかなかこれに対して、こうだということはないかもしれないと、逆にこういう考え方でやられるといいんじゃないでしょうかとか、そういったご意見をいただくと、我々としても非常にありがたいと考えているところがございます。資料の方は、問題提起をするような資料で申し訳ないんですけども、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### 【座長】

はい。ありがとうございました。

それではこちらでは既に先行して利用審査を行っている館の先生方も、委員の方々もいらっしゃいますので、今日はこれから議論を始めていく、利用審査のスタートの議論になるかと思っておりますので、少し具体の資料に則して、でなくても、重要な論点の方からいろいろなご意見を賜ればというふうに思っているところがございます。

それでは、先ほどの逆で、雲然委員の方から、もしよければ、コメントや、ご発言をお願いできればと思います。

#### 【雲然委員】

はい。まずちょっと書類の誤字といかなんていうか、資料の4-3の「利用制限事由の該当性を判断する基準について」の中の「1 について」ってところで、歴史的公文書に該当するかどうかどうかってなっているの、ここをちょっと訂正していただければと、すごく細かいんですけど、もしこれが残ったらというのが、ちょっと心配になったので、小さいことですが、最初に指摘させていただきました。

実際に公文書館、図書館、史料館などを運営している先生方が多分具体的なコメントですとか、問題提起とかしてくださると思うんで、私は本当にこの資料をいただいて、これはどうなんだろうなっていう疑問というか、感想というか、それを伝えさせていただければと考えております。

まず資料4-1の3枚目の方で、「物理的利用制限事由」っていうのがありまして、そこで何らかの形で、破損とか汚損とか、いろんな形で物理的利用が制限されるっていうことがあったんですけども、その説明書きの中の③の「展示企画等で当該歴史的公文書が使用されている最中」についても、利用が制限されるっていうようなことがあると思うんですけども、それについても、積極的に検討していただければというふうに考えておりますし、それについては資料4-2の3ページ目のⅦですかね、そこに多分関わってくるのかなと思うんですが、例えば、過去の例でいけば、例えば仙台市史のような、歴史編さん事業ですとか、その資料の妥当性とか、そういったものを調査したり、検討したりしているような、短期的にせよ長期的にせよ、そういったことをしている場合、仙台市、あるいは市長が行っている場合にも、おそらくその制限とか利用制限っていうのをかけざるをえないっていう場合もあると思うので、そういうことについても、検討する必要があるのかなあと考えております。どうしても見たいから早く見せてくれとかそういう要望があったときに、その利用者の方にどう正当性を持って、説得するかというか、説明するかっていうのはすごく重要なことになってくると思うので、それについてもご検討いただければと考えております。

それから、資料4-3の中で、「個人、法人等の権利利益や公共の利益の保護の必要性については、時の経過に加え、社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得る」というふうにあります、時の経過を考慮することについてはということの下の方でいろいろ説明があるんですけども、例えば、すごく素朴な疑問になりますが、社会情勢が変化したとしても、失われないようにするための考慮っていうのが何

かできるのかなってというのは、本当に素朴な疑問としてあります。

例えば先ほど提示していただいた個別的基準の中に、昭和 36 年度以前の資料についての、言及とか項目がありましたけれども、昭和 36 年度以前と今とで、やはりある意味、社会情勢も大きく変わってたりしますけれども、それでもその当時の資料というのが歴史的公文書として重視しているっていうこともあるので、今だけではなくて将来のことを考えて、利用制限とかも含めて、基準を設けていくっていうのは、とても大事だと思いますし、その社会情勢が変化したとしても、守るべきものっていうのをきちんと明示していくっていうことが、公文書を後世に伝えていくうえでも重要なことになるんじゃないかなと思うので、何らかの検討がなされたらいいのかなと思います。ちょっと言葉足らずかもしれませんが、そのように考えました。以上です。

#### 【座長】

ちょっと、座長の方から質問だったんですけども、雲然委員のご見解というのは、時の経過や社会情勢の変化に伴って、より利用審査についてはオープンよりといいますか、公開できるところが範囲というのが大きくなるっていうような、資料 4-3 っていうのは、読み方なのかなっていうふうに理解していたんですけども、そこはまた違って、やはりより、この別添参考以上に何らかの利用制限を加えていく必要がある論点があるんじゃないかっていう、そういう論の立て方でいらっしゃったんですか。それともまた別のご意見ということでしょうか。

#### 【雲然委員】

どちらも言っているかもしれないんですけど、オープンになるっていうこともありえますし、また政治的な何かがあって、制約されてしまうっていうのもあったりすると思うんですけど、制約はあまりないかもしれないですが、オープンになったとしても、オープンになりすぎて、もうこれはいらぬとか、何て言えばいいのかちょっと、言葉が出てこないんですけど、社会情勢の変化に伴って、そのときは必要だと思って残っていたとしても、その情勢が変化したことによって何らかの形でそれは、不必要って言ったらあれですけど、選択の基準に載らなくなってしまうっていうことがあったりする可能性もあるのかなっていうふうに、本当に素朴な疑問というか、率直な感じで言ってしまったんですけども、そういったことがあったとしても残していかなくちゃいけないものがあるんじゃないのかなって思っただけで、すみません、言葉足らずです。

#### 【座長】

はい、中島委員お願いいたします。

#### 【中島委員】

4-3 の、雲然委員が「どうかどうか」のところを指摘されたんですけども、1 についての冒頭、「歴史的公文書に該当するか」っていうところ自体が私これ誤記だと思っているんですね。ここ『「利用制限事由」に該当するかどうか』ですね。ですので、『「歴史的公文書」に該当するか』って書かれているので、雲然委員のような問いが出てきたのだと思います。あくまでここは歴史公文書等であるということはもちろん、大前提であって、それを利用に供する場面で、制限するか否かっていうことなので、ここで歴史的公文書該当性を失われるとかってそういうこととは今回は論点としては全然違うということですのでよろしいですね。はい。なので多分誤記が元になってると思います。

**【座長】**

ありがとうございます。私もそこは少し議論を詰めていく中で指摘しようかなと思ったところ、中島委員に補足いただいて、ありがとうございます。

ただ、あえて踏み込むとすれば雲然委員のご見解っていうのは、今の公文書管理法とはちょっと違う話の趣旨になるかもしれないんですけども、一度歴史公文書として保存をするだけけれども、保存した後の歴史公文書の、廃棄も含めた再選別がありうるかもしれないっていう議論の立て方の、ロジックの話になるってことですか。

**【雲然委員】**

そうですね。はい。それを少し思いました。すみませんありがとうございます。

**【座長】**

現在は、公文書管理法の中では、なかなかそのハードルは高いというか、一度アーカイブズに入った場合においては、永久に保存するっていうのが原則論としてはあると思うんですけども、そこは違う、これは先ほど見た評価選別の、その1つ前の議論にもちょっと立ち戻る、かなり根本的な投げかけになったかなと思うんですけども、制度設計に関わるので。ただ雲然委員はそういう選択肢もあり得るのではないかっていう、ここは自由な議論なので、それを仙台市が選択するかどうかは別ですけども、そういう見解ってことですよ。

**【雲然委員】**

そうですね。社会情勢の変化に伴い、失われることもありうるっていうのを先ほど中島委員の方がご指摘いただいたように、歴史的公文書が失われることもあり得るっていう所に私として読み込んでしまったのでちょっと私の中で誤解があったかもしれません。

**【座長】**

今後、すみませんちょっとこれは結構大きい議論なので、評価選別の基準が変わることによって、移管されなくなる文書というのが発生するっていうことではない話ですか。

**【雲然委員】**

そうですね、それはあんまり考えてはない……。

**【座長】**

わかりました。はい。ありがとうございます。いや、ご意見いただいてありがとうございました。

では続いて、中島委員の方から、今回出された資料の中で、ご意見、ご発言あればお願いしたいと思います。

**【中島委員】**

はい。今日の協議事項が、歴史的公文書の利用審査についてっていう協議事項になっていて、資料4-1のタイトル「歴史的公文書の利用に係る考え方について」ってあります。まずそうは言いながら4-

1 以降は、基本的には制限事由の考え方が述べられているということにはなっているんですけども、公文書管理法の枠組み等に照らしたときに、まずそもそも歴史的公文書の利用にかかる考え方っていうものを、どのように仙台市さんが整理されようとしているのかなっていうことを確認したいです。

そうした時に、まず今仙台市条例案として、何人も利用の請求をすることができる、としていますので、自然人のみならず法人もであると。かつ、ここで何人もと言っているので、仙台市民に限定されないというような理解だと思います。それは、もう1つの含意としては、そのあとに続けて、市長は利用請求に応じるものとするというふうに書いてあり、次に掲げる場合を除きとありまして、それらは情報公開条例と類似したような仕組みを考えています。そうした時つまりそれは、請求者の属性であるとか、目的とかっていうことを問わず、同じような条件で、利用させたりさせなかったりっていうようなことにおそらくなっていくんだと思います。そういうその大前提があったうえで、公文書管理法の枠組み等に照らして考えたときに、仙台市さんとして、例えば、歴史的公文書に記載された、個人に関する情報により、識別される特定の個人、つまり本人による利用について、この歴史的公文書の利用に、今回検討している枠組みの中に、含めるというようなことを考えてらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいです。1点。

もう1点は、移管元実施機関による利用です。それについて、今回の歴史的公文書等の利用に係る考え方について、含めるということを考えているかどうか、そのことをお聞きしたいです。

というのは、この2つ、まずその一般的な、誰に対しても、ということのほかに、例外的に利用者、請求者の属性に基づいた特例的な利用を、制度の枠組みの中に入れていくかどうかっていうのは、審査基準にも若干関わりはあるんですけども、まずその考え方ということを整理するところにおいて、やはり重要な論点になるであろうというふうに考えてご質問するところです。

特に2点目の、移管元実施機関のことについて言うと、第1回の参考資料としてお示しいただいた、仙台市公文書館設置に関する基本方針において、「公文書は仙台市職員にとっては、自らの職務を果たした証であり、将来の事業の実施において参考とすべき先例であり、より効率的・効果的な行政運営のための検証材料である」、というふうにされています。そういったところから、今この2点をお聞きします。

## 【事務局】

では2点ご質問あったかと思いますが、今のご質問の前提として、歴史的公文書の利用に関する仙台市としての考え方ということで、今回仙台市の情報公開条例を示させていただきましたけれども、私どもとしては歴史的公文書と現用文書の公開ということについては地続き、というふうに考えております。基本仙台市が今情報公開条例を使って、市民、市民のみならずですけども、情報公開しているっていうそのスタンスを、同じように歴史的公文書にあたって、それを方針としてやっていきたいなと考えております。それが前提としてございます。

で、実際現用文書の情報公開条例の方でも、例えば先ほどおっしゃられたご本人からの情報については、やはりご本人の情報ということで、一般の方と、やはりそここのところの考え方、特例といいますか、そういう情報開示についてはございますので、そちらについても、ご本人からの情報開示要求というものは、1項目を設けなければいけないなと考えていたところでございます。まだこちらの方には具体的なところを載せておりませんが、基本的には他の館の条例等にもそういうふうに乗せていらっしゃるところもあるかと思いますが、多分同じような考え方で、規定されているかと思いますが、仙台市でもそのような規定を設ける必要があるだろうと考えているところでございます。

そしてもう1点の移管元の、行政機関の方の利用です。こちらの方はご指摘のとおり、公文書館の存在意義の1つは、もちろん市民の方に仙台市の情報をオープンにして利用していただくことのほかに、

仙台市が行政機関としてのアーカイブとしての役割を担うということも大事だと思っておりますので、そちらについても、実施機関が使うことにあたっては、特にもととの担当課の方にあつては、もうそこは包み隠さず手に取って、参考にできるように、そこについては確かに特例という形になるんだと思いますが、そのような制度を設ける必要があるだろうということも、承知しております、そのような項目も作る予定でございます。

#### 【中島委員】

丁寧にお答えいただきましてどうもありがとうございます。

本人情報の方はこれはこれでまた、かなり大きな論点なんですけれども、移管元実施機関による利用ということ考えた場合に、公文書管理法、あるいは自治体の管理条例等ですね。そういったものでは利用制限が適用されない特例ということが多分、法律とか条例レベルでは書かれていると。国においてはさらに、そのガイドラインのレベルにおいてですね、移管元機関の利用について、通常利用請求による利用といった場合に、館内で利用していただくということが基本なんですけれども、移管元機関については閲覧したいという場合に、館外、要するに職場ですよね、貸し出して閲覧することができるというようなことも規定されていると。ですから、もし仙台市さんもそこまでされるっていう場合には、条例じゃなくてその規則とかそういう下位規定で設けるんだと思うんですけれども、そうした場合にその移管元機関で例えば館外での利用っていうようなものが想定される場合に、要するに先ほど雲然委員からもちょっと言及があったんですけども、物理的利用制限事由の中にですね、移管元機関による利用といったような場面もおそらく、想定され得ると思いますので、その辺をちょっと確認しておきたかったというようなことです。以上でございます。

#### 【座長】

中島委員ありがとうございました。

これは東北大学の史料館でも同じような形で運用しております、移管元部局利用に関しては館外の貸し出しというものは、例外的に認めていることで、それは機関、組織アーカイブズにとつては1つ重要な役割の1つかなというふうに思っております。

実際に運用する面で、移管元部局をどういうふうに設定するかっていうことは難しいところがあつて、組織の改廃が当然ございますので、その事務所掌の移管そのものもありますし、時限の中で作られた組織の業務が、また別のセクションの課・室に移るということは、日常で起こることなので、ここでフリクションが起こらないように、移管元利用というものの定義をある程度、これはもちろん条例ではなくて、先ほどおっしゃられたガイドライン上でもいいと思うんですけれども、つけておかないと混乱が生じるということはある得るかもしれないというところは、実際の運用上の問題としてはあると思っております。

それでは、栗原委員の方で、もしご意見、ご発言あればお願いしたいと思います。

#### 【栗原委員】

はい。まずちょっと確認だったんですけども、利用制限のところ「寄贈者意思による制限」というところがございまして、「寄贈元の法人等または個人の意思に配慮し」、というようなところがあるんですけども、仙台市の公文書館では行政文書と、あと仙台市史で収集した資料というものが保管されるということになるかと思うんですが、それ以外の資料も収集といいますか、寄贈されるということを想定されているという・・・。



**【事務局】**

今のところは想定はしていないんですが、その市史編さん資料の方ですね、今ちょうど博物館とやりとりをしているところなんです、一部寄贈、今のところまだ完全に寄贈じゃないんですかね、市史のためということでお預けいただいているという資料がいくつかあってですね、それをさらにこちらの方にいただけるかどうかという話を、実は詰めているところございまして、その時に寄贈者の方が一部こういう制限をかける可能性があるということがありましたので、その時に、こういうことがあり得るということでここに載せているんです。今のところは、それ以外のところからの寄贈っていうのは、話し合われていないっていうこともありますし、想定は基本してはいないんですけども、もし仙台市で行政文書以外の文書が出てきたときには、仙台市は他にも歴史民俗資料館だったり博物館だったり、他にもアーカイブズ的な機能を持っているところもございまして、そちらの方とご相談してっていうふうに話をしていたところでしたので、今のところは仙台市史の一部で利用することがあるかもしれないというところございまして。

**【栗原委員】**

ありがとうございました。

実際に開館すると、寄贈の問い合わせというのがおそらくあるかと思っておりますので、それに関してちょっと気になった次第です。

また、そのほかですね資料の 4-3 なんかを見ますと利用制限の事由として、「移管元の実施機関から、移管時に付された意見を斟酌する」とあるんですが、これは原課のことを考えているのかそれとも、今お話あったような仙台市史のようなことを、想定されているのか。どちらなんでしょうか。

**【事務局】**

まだ最終的には規定化されてはいないんですけども、こちら条例を作るときにですね、移管するにあたって、もちろん言われたままに全てっていうことはないと思うんですが、実施機関の方から何らかの意見をつけて移管されるっていうことを制度として作ろうと思っていまして、何らかの事情やなんかがある文書であったりとか、こちらの方ももちろん利用審査基準に照らして審査をしたうえで開示しますけれども、実施機関の方でそういう情報や何かを、意見つけていただけるんだったら意見についてはあらかじめ踏まえたうえで、その理由、審査をするということを考えているところございまして、そういうことですのでもとの原課、ですかねこの場合は、と考えております。

**【栗原委員】**

はい。ありがとうございます。その原課の意見と、実際の、今回例えば具体的に最後に挙げていただいた、利用制限の年数ですね、そういったものが、違ってくるような場合っていうのがいろいろ出てくるかと思っておりますので、今回いただいた資料を読んでいた時に、何を優先するのかというのが少しわかりづらかったようなところがございましたので確認させていただきました。私の方からは以上です。

**【座長】**

はい。ありがとうございます。私のところも、基本的にはやはり寄贈の話というのは比較的多く、年間を通してはありまして、こういったものは自治体や、国もそうでしょうし、大学もそうでしょうし、アーカイブズを開設すると、出てくる問題になるのかなと思っています。その時にやっぱり行き場所というのが、縦割り

になってしまうと、すごく住民や市民にとっては、どこにいったらいいんだろうこの資料は、ということにはなると思うので、すごくその部分というのは、公文書館なので公文書を扱うってことはもう前提にあると思うんですけども、そういったときにどこと連携をしていって、そういった資料を保全していくのか。あるいは、ちょっと違うロジックになるかもしれないんですけども、我々は、保存する機関としてはなかなか難しいんですけども、何かしらの市民型の、女性のプロジェクトみたいなもので、年間数件とかこういうものに対しては、そういうのを申請してくれれば、保全するような形のプロジェクトの応募ができるよとか、何かそういうのがあるといいのかなあとは思ってはいるんですけども。

栗原委員のご指摘というのは、実際多分現場のアーキビストとしてあつたときのご経験からのお話だったかと思います。ありがとうございます。

それでは阿部委員の方からご発言やご意見ございましたらお願いいたします。

#### 【阿部委員】

はい。特に意見というわけではないんですがちょっと教えていただきたい点がございます。資料 4-3 の 2 ページ目の表でございます。「一定の期間」ということで「50 年」、「80 年」、「110 年を超える適切な年」とありますけども、110 年を超える適切な年としたお考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### 【事務局】

こちらは参考とさせていただいたところからそのままできてしまったところがあるんですが、実際にはこのような事例について、オープンにできるのが正直、いつになるのかがまだ見えないような状態なのかなと思っていました。明治期以降の文書が取り扱いになるってことを考えればまだ、多分、このような情報が含まれている文書っていうのは、オープンにはまずできないのかなっていう感じですかね。

逆に、このような内容の情報が入っていても、例えば中世期とかだったら多分オープンにすることは特に問題なくしているんだろうと思うんですけども、そういうふうな状態になるまでっていう、それが具体的に何年というふうに言えるのが、いつになるかっていうところも含めて、ちょっと保留状態っていう感じなのかなと考えてはおりました。

実際多分、仙台市が特に昭和 36 年以前の文書というのは一律保存することになっておりますので、そうなるとこのような情報が含まれている文書というのは、結構あることは想定できますので、個々ですね、こういう類型についてはもうちょっと具体的なところで、実際の文書の事例なども踏まえて、見ていきたいなと思っているところでございます。

#### 【阿部委員】

はい。ありがとうございます。

#### 【座長】

ありがとうございます。

一巡したところですけどもこのほか他の委員の方々からの意見を踏まえてこういった意見やコメント等も追加で発言されたいというような、ご意見ご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、中島委員お願いいたします。

#### 【中島委員】

今最後に阿部委員からご質問があった、4-3の2枚目の表なんですけれども、これは当館の国立公文書館の審査基準の別添参考を紹介されているということだと思います。1つ重要なところを言いますと、備考のところにいるいろいろ書いてあるところが削除されているので、何だか訳のわからない表になっています。それから一定の期間というのも目安というふうに、括弧して目安と書いてあるはずで、これは目安に過ぎません。しかも別添参考なので、基準そのものでもありません。

国立公文書館がそういう審査基準を持っているということで、自治体の管理条例だったり公文書館条例だったりっていうような形の中で、同様の審査基準を出されているところが多いんですけど、それはそれぞれの自治体の判断において基準の別紙とか別表って位置付けをされているところもあるということは私承知しておりますけれども、当館はあくまで別添参考だということを、まず確認しておきたいと思えます。

そのうえで、これは別添参考をまさに参考情報としてここに書かれているなと思えますけれども、これを、例えば本当に仙台市さんの審査基準の基準そのものだったり、別紙だったり、別表だったり、別添参考でもいいんですけど、何らかの形で示すという場合には、なぜ50年80年とかっていうような区切りになってるのかっていうことを、これやはり仙台市さんが自らの言葉で説明できないといけないということになるかと。

それからもう1つ、どうしてもここで類型例の方に目がいってしまうんですけど、あくまでここで考えているのは、当該個人の権利利益を害する恐れがあると認められるか認められないかであって、類型例の方を見ていると、さてそれが果たして適切な判断になるのかどうかっていうことは、実際の運用にあたっては注意をしなければいけないと思えます。

あくまで一定の期間も目安ですので、例えば作成から50年経った文書で、いろいろ利用制限がかかっていますと、じゃあ30年後にはこういう情報は開くんですかというふうに聞かれたとしても、それは、今回の4-3の冒頭にも書かれて、前半の方に書かれていますけども、利用決定等を行う時点の状況により行うものなので、30年後のことを今予測することはおそらく困難です。なので、これは本当に目安に過ぎない。で、私どもがこういう別添参考を目安として示しているのは、考え方としては、これは研修等とかでもお話していますが、個人のライフステージというものを考えている。1つのパターンとして、公文書に20歳で記載される。その人が30歳で子供ができる。というような、その時に、公文書が作成されて50年ということになると、本人は70歳ということになりますから、社会の第一線を退いているであろう、というようなことが考えられる。80年経つと、さらに30年経過しますので、ご本人が100歳ってことですかね。そうすると、ご本人が亡くなっている、ということが十分想定されますねといったような、そういうような考え方に基づいているのであって、ただあくまでそれは1つのパターンにすぎないのです。ですから、先ほど事務局からも、個別に考えないといけないというふうにおっしゃられましたけれども、まさにそのとおりで、基準自体は、もちろん、できるだけ明確に書くということが大事なんですけども、その基準に基づいて、実際に運用して利用させるかさせないかということの判断にあたっては、まさにその時点その時点での利用決定をする時点での、権利を害する恐れがあるかないかというところで判断をしていくのであって、これは全然機械的にもできませんし、一律にできるわけでもない。個別の文書の情報の記載のされ方とか、そもそも文書の作成の経緯であるとかっていったことがいろいろ異なるのであれば、それは、一律に何か判断できるものではおそらくないと思えます。そういう点で言うと、判断する考え方として、時の経過を考慮するということと、実施機関からの意見を斟酌する、管理法とか自治体では、多くの場合参酌という言葉を使っていますので、どちらにされるのかなと思えますけれども、それ以外にもですね、これは言わずもがなのことなのかもしれませんが、先ほどおっしゃられたように、まさに個々の歴史

的公文書の利用について、審査について判断するという事は、あくまで個別の審査の結果に基づいて行うのだと。だから、時の経過、時間が経過するというようなことの一律的な判断であるとかっていうことではない、ということは、やはり大事なポイントなのではないかと思えます。

繰り返しになりますけども、一定の期間は、あくまで目安に過ぎませんし、情報の類型例というのもあくまで例示ですので、必ずこれがそうであるとかっていうことでもないですし、切り切れませんし、そういうものであるっていうことを、やはり、踏まえていく必要があるだろうと思えます。

これはすみません、意見なのかなのかちょっとわからないですけども、半分ぐらいは情報提供として、申し上げた次第です。ですので、繰り返しになりますけれども、仙台市が公文書館をオープンさせて、利用に供するといった場面で当然、制限かけなきゃいけない場面っていったところが出てくるって言った時に、やはりそれはもう個別個別にきちんと制限をかけるのであれば、理由をきちんと示すし、考え方も、自ら示せるように、そういうふうしておく必要があるだろうと思えます。以上です。

### 【座長】

はい。中島委員ありがとうございました。

この別添参考表っていうのは、私も運用していて難しいところがあって、独り歩きしがちなところもありますので、おそらく中島委員は、大元の、別添参考の、ロジックというか、もともとライフステージっていう考え方もあったり、その前提ですよね、これが多分館のアーキビストの中で共有していくことの、1つの参考の表っていうことのお話であったのかなと理解をしています。あと、私どもの東北大学史料館もやはり中島委員からちょうど指摘があったのですけれども、資料4-3の2のところですけども、我々もこれは参酌っていう言い方を使います。

これは仙台市の中での法令用語との整合性があるので、絶対ということはないと思えますけど斟酌という、何かこう原課の意見を汲み取って、事情を汲み取って何か、じゃあそれは出さないっていうような、参酌だとどちらかといえば他のもの等の参考にしながら、総合的に館の方での利用制限を判断するっていうニュアンスになるのかなあと思えますので、個人的には参酌の方がいいのかなあと思っていたところでございます。はい。ありがとうございます。

このほか、ご質問やご意見等、委員の皆様方の方から何かございますでしょうか。

それでは少し早く始まったということもあって、今回こちらの方の利用制限の話や利用審査に関しては今日は議論の頭出しというところもありましたので、また次回以降、こういった論点を詰めていければと思います。

ちょっと私も、参考まで、ここで聞くことじゃないかもしれないですけど、今国立公文書館の場合だと、利用審査と評価選別のスタッフの比率ってどのくらいの割合で、いたりするのでしょうか。

### 【中島委員】

単純に人数だけで言うと同じぐらいいるのかと思えますけども、評価選別の専門的実質的助言をするセクションと、それから利用請求に対する審査をするセクションとどちらも、単独のセクションとしては、その2つがそれぞれ、最大規模かなと。10数名でやっていますけれども。

### 【座長】

はい。ありがとうございます。

いや、今後、おそらく仙台市公文書館を開館するにあたってのスタッフ配置の問題が出てくるときに、

おそらく私どものところもそうですけれどもその評価選別の担当と、それから利用審査の担当、これは兼務する場合もあり得るかもしれませんが、やはりこれは同じぐらい、重要なアーキビストの職務というようなことなのかなと私も理解したのでちょっと参考までに、国立公文書館の事例をお伺いした次第です。ありがとうございます。

それではこちらでこの協議事項は以上とさせていただきます。

では私の方で議事進行することがあるような事項というものは、以上となるかなと思っておりますが、この他の点で本日、議題には入っていないけれども、委員の皆様方で発言したいという項目がもしあれば、なければ事務局の方にお返ししたいと思います。

円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

### 3 その他

#### 【事務局】

加藤座長ありがとうございました。

最後に次第その3に「その他」ってこちらありまして、特に皆様から何かございますでしょうか。

#### 【各委員】

(特になし)

#### 【事務局】

特にないようでしたら、最後に事務局からご連絡ということで、次回の会議、最初にスケジュールで示させていただいておりますけど、令和4年の4月下旬を一応予定してございます。改めて近くなりましたら日程調整の方させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 4 閉 会

#### 【事務局】

以上をもちまして第4回仙台市公文書館運営検討会議を終了させていただきたいと思っております。長時間ありがとうございました。

以 上